

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	水産課	検索番号	4-4
法令名	愛媛県漁業調整規則 (漁業法) ※ () 内は上位法令	根拠条項	6 (38)	
許認可等	知事許可漁業の起業認可			
(根拠規定) ○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (起業の認可) 第6条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。 ○漁業法 (昭和24年法律第267号) (起業の認可) 第38条 許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。				
(許認可等の基準) 知事許可漁業の許可に同じ。				
(その他) 知事許可漁業の許可に同じ。				

